

**(参考法令等)**

**○労働災害防止団体法**

(昭和39年6月29日)(法律第118号)

**労働災害防止協会**

**(業務)**

第36条 協会は、次の業務を行なうものとする。

- 一 労働災害防止規程を設定すること。
- 二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。 (略)

**(労働災害防止規程)**

第37条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

- 一 適用範囲に関する事項
- 二 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項

**(労働災害防止規程の認可)**

第38条 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

(関係労働者等の意見の聴取)

第40条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

**(会員の順守義務等)**

第41条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

2 会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

(会員)

第42条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。